

一般財団法人工業所有権協力センター
次世代育成支援対策推進法にかかる一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成29年1月1日～平成33年12月31日までの5年間

2. 当財団の課題

- ・ 看護休暇等の取得実績について、女性職員の取得率に比べて男性職員の取得率が低い。(平成27年取得実績:女性職員5名に対し男性職員0名)
- ・ 年次有給休暇の平均取得率は全国平均を上回っているものの、年間の取得日数5日以内の者も多く、積極的に取得できていない者が存在している。

3. 内容

(目標1)

男性職員に対する子の看護休暇等の制度(取得時期や条件等)の周知を徹底し、取得を促す。

<対策>

- 平成29年1月～ 子が生まれた男性職員に対し、個別に看護休暇等の制度を理解してもらうよう説明・資料配布を行う。

(目標2)

年次有給休暇の取得日数が少ない職員に対しては、指揮監督者サイドから取得に関する積極的な働きかけを行い、年次有給休暇の取得促進を図る

<対策>

- 毎年10月 年次有給休暇の取得状況(半期分)を把握する
- 厚生労働省が推進する「年次有給休暇取得促進期間」に合わせて、事務系部長に配下の職員の年次有給休暇の取得状況を報告し、特に、半年間で取得日数3日未満の職員については、指揮監督者サイドから年休取得に関する積極的な働きかけをするよう周知する。